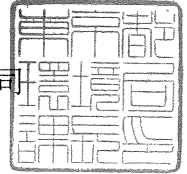




28環改大第95号
平成28年4月19日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

東京都環境局環境改善部
大気保全課長 成澤 智司



アスベストに関する講師派遣について（お知らせ）

日頃より東京都の大気行政にご協力いただき、ありがとうございます。

平成18年9月より、全面的に使用が禁止されているアスベストですが、それ以前に建設された既存建物にはアスベストが使用されているため、近年でも解体工事や内装・補修工事においてアスベストを飛散させる事例が後を絶ちません。

平成25年6月に改正された大気汚染防止法では、平成18年8月までに建築された建物の全ての解体や内装・補修等の工事に対して、アスベストの有無を調べる事前調査と、その結果の発注者への報告及び工事現場への掲示が義務付けられています。

しかし、東京都及び区市による工事現場の立入検査では、この事前調査やその結果の掲示が履行されていない事例が多く発見され、改正大気汚染防止法の義務をご存じない工事施工者も多いことが確認されました。

東京都環境局では、東京都アスベスト情報サイトで情報発信していますが、今年度はアスベスト対策の取組の周知を推進するため、工事事業者や建物の所有者・管理者及びその関連団体を対象に、別紙のようにアスベストの専門職員を講師として無料で派遣することとしました。

東京都内の一般社団法人 日本建設業連合会会員の皆様にご周知いただき、ご活用いただければ幸いです。

なお、別紙の本事業の案内は、東京都アスベスト情報サイトにも掲載しております。

東京都アスベスト情報サイト URL：

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/asbestos/index.html

問い合わせ先：

東京都環境局環境改善部大気保全課

担当：村山 内田

電話 03-5388-3492

～建物の解体や改修などの工事関係者及び建物の所有者・管理者の皆様へ～

アスベストの講師を派遣します！

建物の解体工事や改修・補修・内装工事などをする際に、「アスベストについて何をしなければならないのか分からない。」「もしかしたらアスベストがあるんじゃないか不安だ。」などのお悩みはございませんか？

工事従事者や発注担当者向けの社内研修などの講師として、東京都のアスベストの専門家を**無料**で派遣します。

お話しできる内容は次のとおりです。

- アスベストに関する基礎知識（アスベスト含有建材の種類・用途や健康影響等）
- 工事を始める前に、何をしなければならないか（**アスベストが無い工事を含む**）
- アスベストが有った場合、工事においてどのような飛散防止措置をしなければならないか

【講師派遣事業の概要】

1. 派遣対象者

- (1) 建設・解体業者、設備・内装・塗装業者
- (2) 建築物の所有者・管理業者
- (3) (1)(2)に関する団体

2. 事業期間

平成28年4月～平成29年3月

3. 費用

無料

4. 研修の時間

1時間程度（応相談）

5. 派遣先

島しょを除く東京都内

[申し込み・問い合わせ先]

東京都環境局環境改善部大気保全課

担当：村山、内田

電話：03-5388-3492 メール：S0000722@section.metro.tokyo.jp

※日程調整の都合上、できるだけ早めにご連絡ください。

アスベストに関する講師派遣依頼書

東京都環境局環境改善部大気保全課長殿

下記の通り、アスベストに関する講師の派遣を依頼します。

申込者	(社名・団体名) (担当者) 所属 氏名 電話 メールアドレス
研修会場	(建物等の名称・部屋番号等) (所在地)
研修希望日時 (平日に限る)	(第一希望) 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 (第二希望) 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 (第三希望) 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 ※電話等により事前に調整済の場合は、第一希望のみ記入してください。 研修の時間は、通常一時間程度です。
研修参加人数	人
研修機材の 準備の可否	プロジェクター 可・不可 Microsoft PowerPoint のインストールされたパソコン 可・不可 スクリーン又は映写可能な淡色の壁 可・不可 ※研修は、PowerPoint を使って画面で説明します。紙の資料の配布が必要な場合は、予めお送りする PowerPoint のファイルを申込者が印刷してください。